

陳 述 書

- 1 私は香川県の住民であり、2015 年に高松市議会議員選挙に初当選、現在 3 期目を務めています。また私は、今回の住民訴訟の控訴人の一人です（以下「私」といいます。）。

この陳述書では、今回の住民訴訟で問題とされている「香川県ネット・ゲーム依存症対策条例」（以下「本件条例」といいます。）の根本的な問題点、憲法第 32 条をはじめ憲法全体に対する香川県側の無理解に関する私の意見と、別訴訟で被告香川県から行われた弁護士に対する本件着手金の支払いなどについての私の意見を、詳しくお話いたします。

以下、インターネット上に残されている法令・規則・公開文書などは、インターネットで見ることができる公知の事実として引用します。

- 2 本件条例は、香川県議会議員から選ばれた条例検討委員会が 7 回の会合を経て作った原案を、県議会本会議で採択して成立しました。しかし、本件条例が全県民を対象とする条例であるにも拘らず、条例検討委員会の会議が「傍聴は不可」かつ「会議録は作らない」という点で異常であり、民主主義のイロハに反している点をまず確認しておきたいと思います。

2014(平成 26)年 4 月 1 日に施行された「香川県公文書等の管理に関する条例」の

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/documents/9293/0322gj5.pdf>

第 1 条は、「この条例は、県の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、県民共有の知的資源として、県民が主体的に利用し得るものであることに鑑み」（中略）

「県の有する諸活動を現在及び将来の県民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。」という内容であり、

第 4 条は、「行政機関の職員は、第 1 条の目的の達成に資するため、当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微である場合を除き、文書を作成しなければならない。」という内容です。

この条例が香川県議会を直接の対象としていないとはいえ、その第 1 条および第 4 条の内容は香川県議会（事務局）も無視してはいけないのは、当然のことで

はないでしょうか。本件条例の原案をつくった条例検討委員会が「議事録を作らなかった」ということ一つを見ても、条例そのものを検証しようとする県民に背を向けており、本件条例が正当な民主主義プロセスを経ないまま成立したことを象徴しています。

- 3 本件条例は 2020 年 3 月の香川県議会本会議（議員定数 41）で、議長を除く 22 名の賛成で成立しましたが、大山一郎議長の独善的な運営によって、賛成した 22 議員は誰も県民からのパブリック・コメントを読めていない、という点でこの採決自体が「正当な民主主義プロセス」からほど遠い実態でした。

2020 年 1 月～3 月の「パブリック・コメント不正」や「パブリック・コメント隠し」の信じがたい経緯は、私の原審での陳述書（甲 58 号証）や、控訴理由書（78～82 頁）で詳しく述べた通りです。特に現役市議会議員として信じがたかったのは、パブリック・コメントの実施期間を議長が通常の半分の 15 日間に縮めておいて、募集を締め切った後、何と 41 日間もの長期間、パブリック・コメントそのものを議長と議会事務局が抱え込んで、議員たちに読ませなかったという恣意的かつ独裁的な大山議長のやり方でした。

本件条例を提案した議長自身が、「賛成意見 1,700 通の不正連続送信」を隠したかったこと以外に、県民から寄せられた意見——本件条例に科学的・医学的根拠が根本的に欠けていて、憲法違反であること、本件条例 18 条 2 項の内容が間違っていて県民に被害を及ぼし得ること等——の正しさが、条例賛成議員に動揺を与えることに議長が気付くおそれ、パブリック・コメントを他の全議員に読ませなかったのは明らかだと思います。

- 4 最後の条例検討委員会に提出され、マスコミにも報道させたパブリック・コメントの「まとめ」なる文書 81 頁分は、何の作成経過資料も残さずに秘密のメンバーが秘密の作業によって作った文書（甲 55 号証）でした。文書内容を説明したのが県議会事務局長でしたから、県議会事務局長が作った（パブコメ不正の数字を条例賛成に悪用した）私的文書を基に、最後の条例検討委員会で採決がおこなわれ、本件条例案が委員会採択され、本会議でも採択されたわけです。

こんな無茶苦茶な経緯で作られた本件条例がまともな条例であるはずはなく、こ

れほどまでに「正当な民主主義プロセス」を経ていない条例が、その科学的・医学的に誤った条文によって県民に悪影響を与え続けることがあってはならないし、許せないことだと思います。

- 5 私たち控訴人は、原審の訴状～準備書面・陳述書や控訴理由書・陳述書を通じて、本件条例は立法事実を欠き、条例の題名も条文内容も科学的・医学的根拠がないので、違憲・違法な条例であることは明らかなだ、と主張しています。それに加えて、条文内容が科学的・医学的に間違っていることによって県民に被害や悪影響を与えていることも指摘しています。

本件条例による被害・悪影響を証明する実例が、今年(2023年)8月1日付で日本行動嗜癖学会がHP上に公表(甲79号証の1)した、香川県教育委員会に対する公開質問状で明らかになりました。

臨床家(医者など)・研究者を正会員とする日本行動嗜癖学会は、香川県教育委員会が作り、既に香川県内の全小・中学校・全生徒に配布され「指導」に使われている最新版の「ネット・ゲーム依存予防対策学習シート」(小学生版2種および中学生版＝甲80号証。証拠提出していませんが、高校生版も同様です。)に大きな医学的間違いがあることを、5点にわたって指摘し、質問をしています。

当該「学習シート」は本件条例が成立した2020年度に、本件条例に基づいて作成され、同年7月頃に全小・中学校に配布されました。ここで注目すべきは「学習シート」の題名に、あえて「ネット・ゲーム依存症」という条例で50回以上も使われているキーワードを避けて、「ネット・ゲーム依存」という用語を題名にしていることです。

本陳述書の第7項で述べる通り、本件条例を強行可決した大山一郎県議らや県議会事務局と、県教委は意見を異にしており——「学習シート」を作るにあたって、県教委は本件条例で多用された「ネット・ゲーム依存症」という用語は科学的な根拠を持たない用語だから使うべきでないと判断して、「学習シート」の題名をあえて「ネット・ゲーム依存」「予防対策学習シート」としたのです。すなわち、本件条例が科学的・医学的に間違っていること、科学的根拠を持っていないことを香川県教育委員会が明らかにしたのが、「学習シート」の題名だと考えます。

6 とは言え、本件条例に基づいて作った「学習シート」ですから、現行の最新版にも本件条例の根本的問題がそのまま反映されています。以下、日本行動嗜癖学会の質問（的批判）に沿って問題点を指摘します。

① **Gaming Disorder** とは別の話である「ネット」に関して、「学習シート」の題名でも内容でも「ネット・ゲーム」と恣意的にセット扱い＝問題視して、架空の「ネット依存症」が精神疾患であるかのように、科学的に間違ったことを小・中・高校生に教え込もうとしています。これは明らかに、本件条例の科学的間違いを「学習シート」に反映したことによる間違いです。小・中・高校生をウソで洗脳する戦前型の教育そのもので、こんなことを許してはなりません。

② 世界でも日本でも精神疾患として認定されていない「ネット依存症」は、当然、科学的な診断方法など確立しているはずがありません。ネットに関して客観的な依存度計測のツール（質問シート等）はないのです。

当該「学習シート」は、一部の研究者が主張するに過ぎない測定ツールを、香川県教委が、医学的コンセンサスがとれた測定ツールであるかのように採用し、それを根拠として小・中・高校生らの「正常と病気を弁別」しようとしており、「非常に大きな問題がある」（日本行動嗜癖学会）と言えます。

「学習シート」では、もともとの「一部の研究者が主張する」測定ツールを、さらに勝手に改変しているので、科学的な根拠は二重に欠けています。

③ 小・中学生版の「学習シート」には、脳の断面写真が示され、「長時間ゲームをし続けたことで変化してしまった」と説明しています。しかし、参考文献としてあげている論文は、ゲームプレイが脳の変化の原因であるということを述べているわけではありません。

研究結果の一部を抜き出して原著論文から推定できない因果を述べることを、香川「県教育委員会が先導していることについては、研究者として非常に大きな危惧を覚えます」（同学会）。目立つ脳の写真を悪用して、小学生の頃からゲームは脳を変えてしまう「恐ろしい」ものと洗脳する、これまた「鬼畜米英」などと洗脳した戦前型のフェイク教育であり、絶対に許されるものではありません。

- ④ 「学習シート」には「スマホ等の利用時間と正答率との関係」と題したグラフが掲載されています。このグラフは、本件条例の「根拠」として、条例検討委員会で何度も資料として使われ（甲 41 号証の 5, 8 など）、控訴人・松崎光成が陳述書（甲 57 号証の 10～11 頁）で、すでに問題点を指摘しています。

日本行動嗜癖学会によれば、「このグラフでは『スマホ等の利用時間』と『成績』という 2 つの変数しか比較されていません。同様の形になるグラフは他に 16 項目もあります。（中略）成績が悪くなるという問題を説明する要因には、スマホ利用以外にも様々な変数が観測されている」わけです。

実は「16 項目」以外にも、県教委が調査していない《「部活動の時間」と「成績」》、《「塾以外の習い事の時間」と「成績」》などなど、多くの変数セットでも同様のグラフになるはずです。他の説明要因が多数ある「成績」について「スマホ等の利用時間」との疑似相関グラフのみを恣意的に利用するのは、明らかに問題です。

実は、この疑似相関グラフは高校生版では使われていません。（高校生版は

https://www.pref.kagawa.lg.jp/documents/15171/20230714_gakusyusito_koukou.pdf）

高校生は統計学の初歩を習うので、このようなグラフの場合には疑似相関を疑い、第 3 の説明要因がある可能性を検討すべきだと知っていて、騙せないからでしょう。グラフの読み方がわかっていない小・中学生を騙そうとするのは、神話を史実と偽って「日本は神の国」などと教化した戦前の学校と同質の行為で、こんなことを許すことはできません。

と同時に ここで指摘しておきたいのは——この疑似相関グラフを恣意的に悪用しなければならないほど、本件条例そのものに科学的根拠がなく、立法事実がない、ということです。

- ⑤ 「学習シート」の小学校上学年版と中学生版には「毎日ドーパミンが出ると脳は段々感じにくくなり、より長い時間ゲームをしないと満足できなくなる」という説明文があります。しかし、こういう「ゲーム依存症」の機序として脱感作仮説を採用したことには科学的根拠がありません。

この説明文も高校生版にはなく、小学校後半～中学生なら「ドーパミン」な

どの意味不明な言葉を悪用して「ゲームは恐ろしい」と洗脳できるだろうという、香川県側の意図を読み取るべきでしょう。

ドーパミンと本件条例を結びつける有名な県議会発言が——本件条例の提案者でもあった大山一郎議員が条例検討委員会委員長になる直前の、2019年2月の県議会本会議での発言です。（詳しくは、控訴審での控訴人・松崎光成の陳述書＝甲78号証の7～8頁＝を参照してください。）

「ゲームを五十分間プレーすることによって生じたドーパミンの放出増加」が「覚醒剤を体重一キログラム当たり〇・二グラム注射したときのドーパミン放出増加」「にほぼ匹敵するものでありました。」（2019年2/20本会議）などという一方的な「情報」で「50分間のゲーム」ですら問題だとするゲーム否定論者が大山一郎議員なのです。あげくの果てに、スマートフォンを「寝床まで持っていくのは、ベッドの横にヘロインや覚醒剤を置いているに等しい行為なのかもしれない」なる典型的フェイク発言を県議会議事録に残すような「委員長」ですから、つくった条例が違憲・違法、問題だらけであるのも、当然なのです。

以上①～⑤の日本行動嗜癖学会による香川県教育委員会への質問的批判の内容が、そのまま本件条例には何ら科学的な根拠が認められないことを示していることは明らかです。ですから、3 弁護士への税金の支出などにも何ら根拠がないこともまた、明らかです。

- 7 「ゲーム依存」に関して、スマートフォンの使用時刻制限、ゲームの使用時間・時刻制限を含むような「対策」を10年以上前から主張してきたのが、本件条例制定時の県議会議長かつ条例検討委員会委員長の大山一郎議員でした。それに対して、慎重姿勢だったのが香川県教育委員会でした。

典型的なやりとりが2009年9月29日の香川県議会文教厚生委員会に見られますので、本陳述書に資料として添付します。このやりとりについては、当時、大阪大学非常勤講師（社会学・精神医学）だった井出草平さんがネット上の「研究ノート」に『週刊文春』に載っていたと教育長に詰め寄る大山一郎香川県議」という見出しで、コメントを付けて公表した（本陳述書に資料として添付します。）ことで、広く知られるようになりました。

大山一郎議員が『週刊文春』に載っていたんですけど」「教育長が把握しているよりも、この牟田武生さんが『不登校・ひきこもりの相談件数の約 60%がネットゲーム依存である』というふうに言っている方が正しいんじゃないか」と問いかけ、細松教育長は、「平成 20 年度に不登校を含む長期欠席児童・生徒、小・中合わせて 1,389 人について」「理由を学校に調べさせたところ」「ゲームに没頭しているということが欠席の主たる原因というのは、小学校 3 人、中学校 23 人、計 36 (マ) 人というような状況でございます。」と、あくまで実証的に、地元・香川県のデータを示して、答弁したという構図です。

その結果、大山議員は「そんなことばかり言っている間は、この問題は解決しないのですよ。」と怒り、細松教育長が「失礼しました。」と謝罪しています。

その大山一郎議員が、2019 年度の香川県議会議長に就任し、自らが条例検討委員会委員長となって作ったのが本件条例です。ですから条例づくりの中心の担ったのは香川県議会事務局だったと考えられます。その証拠に、本件条例案に対する県民からのパブリック・コメント（文中の批判や疑問）に対して回答を書き、条例検討委員会で説明したのは、教育委員会でもなく、健康福祉部でもなく、子ども政策課でもなく、県議会事務局長でした。

- 8 本件条例が 2020 年 4 月に施行された直後、同年 5 月 25 日に香川県弁護士会が本件「条例の廃止、特に本条例の第 18 条 2 項については即時削除を求める」との会長声明（甲 7 号証）を出した時、私は香川県当局（県議会事務局以外）にとって、大きなチャンスが訪れた！と思いました。

本件条例づくりを主導した県議会多数派議員や県議会事務局は、公職選挙法すら理解していなかったことで、裁判所や高松地検から指摘を受けて違法な支出金を返還しています。（詳しくは控訴人・松崎光成の原審での陳述書＝甲 57 号証の 1～2 頁と 14～15 頁を参照してください。）

議員 27 人が政務活動費から自治会・祭りの会合・趣味の会などに対して、毎年、各 5,000～1 万円バラマキ続けていたという、明確な公選法違反について、計 1,585 万円の返還を命じる高松地裁判決が出されたのですが——何と、県議と県議会事務局らは 2021 年 5 月に控訴し、高松高裁で公判を重ねて 12 月の進行協議で高裁側から「もうすぐ結審」の意向が示された直後、12 月 17 日に控訴を取り下げている

す。

もう一つの高松地裁判決（2021 年 12 月 24 日・甲 57 号証の 14～15 頁）でも、のべ 27 議員が違法な海外視察旅費 760 万円を返還させられていますから、香川県議会の多数派議員および県議会事務局の法律面のチェック能力・合憲合法性チェック能力は驚くほど貧弱である、と言わざるを得ません。

ですから、私は本件条例づくりを主導した香川県議会とは別の、教育委員会や香川県当局の法律チェック部門が、香川県弁護士会会長声明＝本件「条例の廃止、特に本条例の第 18 条 2 項については即時削除を求める」をきっかけに、まともな憲法感覚で再検討して、本件条例の修正や部分削除をするに違いない、と期待したのです。

当時、香川県弁護士会の徳田陽一会長は声明を出すと同時に、「仮に『第三者委員会』等の設置が必要ということになれば弁護士会として協力は惜しまない」と明言していました（控訴審の松崎光成陳述書＝甲 78 号証の 9 頁＝で引用）。

弁護士会会長声明（甲 7 号証）では「立法事実の欠如」を強く指摘していたので、香川県教育委員会・健康福祉部・子ども家庭課などが、弁護士会と共に根本から条例の位置づけを再検討すべきでした。会長声明ではネットやゲームの「有用性」を指摘していましたから、県のデジタル戦略課や教育委員会は、この視点から本件条例を見直すべきでした。会長声明では、本件条例 18 条 2 項などが憲法・子どもの権利条約に違反していることを何度も指摘していましたから、県の政策部や総務部の法律エキスパートおよび県の顧問弁護士と、弁護士会メンバーが本件条例 18 条の削除・修正を検討すべきでした。

これら本件条例の見直し作業は、香川県知事が香川県議会に遠慮しなければ、充分に実現可能だったと思います。香川県最大の法律専門家組織から、本件条例に対する根本的な疑義が提示され、18 条 2 項 即時削除の要求が出されたわけですから、この時期に、少なくとも本件条例を再点検することは香川県知事・県当局・県教委・県議会の責務でした。それにも拘らず、本件条例の合憲性・合法性、立法事実の有無、条文の科学的・医学的根拠の有無などをチェックする作業をなおざりにした知事・当局・県教委・県議会を許してはいけないと考えます。

- 9 県弁護士会会長声明が出された後、2020 年の 5 月末～8 月に本件条例の改廃が行なわれなかった結果、科学的・医学的に間違っている 18 条 2 項など（控訴理由書 22～25 頁など）によって被害者が生まれつづけています（控訴審の松崎光成陳述書＝甲 78 号証の 4～7 頁）。

本件条例 18 条 2 項は「子どものネット・ゲーム依存症につながるようなコンピュータゲームの利用に当たっては」と明確に限定した上で、「60 分まで」「の時間を上限とすること」……「スマートフォン等の使用」「に当たっては」「午後 9 時までに」「使用をやめることを目安」……「ルールを遵守させるよう努めなければならない。」と保護者に求めています。

ゲームに長時間のめりこむ子どもの親が、「依存症につながるような」ゲームやスマホの使用とは自分の子どものケースだと心配し、利用時間制限をするべきだ!! と思い込んでゲームやスマホを取り上げようとするよう、本件条例が導いてしまっているのは明らかです。その結果、親子が分断され、亀裂が深まっていくなら、その親子は本件条例の被害者だと言うべきでしょう。

そもそも、香川県（議会）が「ネット・ゲーム依存症の日本における第一人者」（甲 34 号証）と位置付けて、第 2 回条例検討委員会にわざわざ神奈川県から招聘した（甲 41 号の 3）樋口進医師が、「ゲーム依存」の子どもに「一番してはならないのがスマートフォンを取り上げ、ネット接続を遮断することだ」……「取り上げるだけでは改善せず、逆に暴力などの二次的被害が発生し、状況はますます悪くなる。」（甲 14 号証）と説明しているのです。

県弁護士会会長声明が出された後、2020 年の 5 月末～8 月に、本件条例 18 条の見直しを行わなかった香川県側の罪は重いと考えます。

こういう危惧は多くの医者に共通する意見ですから、私は香川県内の小・中学生の半数近くをかかえる高松市が、本件条例による被害者を何とか減らすために「スマートフォン等の取上げによる二次的被害などの情報を市民に伝えるべき」だと、高松市議会 2021 年 12 月定例会で訴えました。それに対する大西秀人高松市長の答弁は、「各種の事業等を通じて、スマートフォンの取上げや禁止が、かえって逆効果となる場合があることなどの二次的被害の情報につきましても、広く周知をしてまいりたい」（甲 66 号証）という内容でした。

つまり、本件条例 18 条 2 項などが科学的・医学的に間違っており有害な条文なので、樋口進医師のいう「暴力などの二次的被害が発生し、状況はますます悪くなる」ことを、少しでも防ぐために県内各市町や学校などが尻ぬぐいしているのが実態なのです。

- 10 科学的・医学的に間違いで有害な本件条例の被害者は少なくないはずですが、その中の 1 組の親子が、香川県弁護士会会長声明から 4 ヶ月後の 2020 年 9 月 30 日、勇気を出して国家賠償請求訴訟に踏み出しました。

遅くともこの段階で、香川県当局・県教委・県議会は本件条例の合憲性・合法性、立法事実の有無、条文の科学的・医学的根拠の有無などを精査し、条例の改廃作業を進めつつ、裁判の和解を追求すべきだったと考えます。

それにも拘わらず、香川県側は本件条例の見直し作業をすることなく「憲法 32 条により、訴訟の目的たる権利関係について裁判を受ける権利を保障されている」(被控訴人の原審・準備書面 (1) の 2 頁) という主張に基づいて、東京・名古屋などの 3 弁護士を雇い、本件着手金を支払っています。

被控訴人は原審・被告側準備書面 (2) でも、再度「憲法 32 条の保障するところに従い、別訴 3 名代理人に訴訟遂行を委任し、所要の弁護士費用を支出している」(3 頁) と主張しています。

問題は、2 回も《香川県(知事)の裁判を受ける権利》を直接、「憲法 32 条の保障するところ」と言い切っているところです。香川県側の憲法への無理解、憲法理解の浅さに、私は愕然としました。

さすがに、補助参加人の 3 弁護士は、原審の補助参加人・準備書面 (2) で、香川県側の「憲法 32 条により」「裁判を受ける権利を保障されている」という主張が正しい、などと間違った主張はできず、「学説上も諸説ありうる」(3 頁) とお茶を濁していました。

補助参加人の 3 弁護士が示唆しているのは、香川県が「憲法 32 条により」「裁判を受ける権利を保障されている」という香川県側の主張は、憲法解釈の通説に反しており、もちろん最高裁判例にも書かれていない、ということでしょう。

問題の核心は、香川県側の憲法第 32 条への無理解が、本件条例の違憲・違法性を

象徴するだけでなく、条例制定過程～成立後すべての香川県側の姿勢の誤りに直結していることだと考えます。

- 11 私が高松市議会議員として最も重視している憲法の条文の 1 つが、第 99 条「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。」です。つまり、戦後日本の骨格をつくる憲法は、《主権者・国民による中央政府・地方政府・全公務員に対する命令文》であり、市議である私を含め地方自治体・公務員は、憲法の内容をちゃんと理解し、守り実行する義務を負っているわけです。

私や私の仲間の議員はこのことを強く意識して活動しているので、「議員（私）の雇い主はみなさんです。」といった見出しのニュースレターやビラを市民に配布し、主権者である市民の意見・不満・悩み・気持ちなどを大切にしています。

香川県議会議員や知事、県教委や香川県当局の公務員が憲法第 99 条を少しでも意識して仕事をしていれば、2020 年 1～3 月のように主権者・県民から寄せられたパブリック・コメントを全く読みもせずに本件条例を成立させることはなかったはずだし、「1,700 通以上ものパブコメ不正」による「水増ししたウソの賛成人数」だけを根拠に本件条例の採決を急ぐことはなかったはずです。

香川県側が憲法第 99 条をちゃんと理解していれば、香川県弁護士会が組織をあげた検討の結果、本件条例が憲法違反であることを指摘し、本件条例の廃止や 18 条 2 項の即時削除を求めた 2020 年 5 月下旬から、本件条例の立法事実の確認、憲法や諸法令から問題のある条文はどれかの確認、各条文に科学的・医学的根拠があるのかの確認を実行したはずです。

憲法第 99 条の重要性を何らわかっていない香川県は、以上のような公務員としての責務をすべて放棄した上で、2020 年 9 月の親子による提訴に対して、国民に保障された憲法第 32 条＝裁判を受ける権利を、あろうことか傲慢にも香川県に自動的・機械的に「適用」したわけです。

この香川県の傲慢さが、憲法第 32 条を盾にした、出張旅費・宿泊費だけでも 100 万円は余分にかかる東京および名古屋の弁護士を含む 3 弁護士との契約・支出に直結していることは明らかだと考えます。比喩的に言えば《下々の者が生意気にも香

川県様を提訴してきて、とても不安だから、税金を自由に使える我々香川県は、違憲な本件条例でも「合憲」と強弁してくれる弁護士を全国から探し出し、税金をふんだんに使った３人態勢で返り討ちにしよう。》ということでしょう。

こういう傲慢な税金の使い方を許さないために、憲法を精神を生かした地方財政法があり、その第４条１項に「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と明記してあるわけです。

香川県最大の法律専門家組織である香川県弁護士会が組織をあげて憲法違反・条約違反だから廃止・即時削除を求める本件条例を、まるごとすべて合憲合法と強弁するような弁護士を全国から探し出して３人も雇う、などという「支出」は明らか過ぎるほど地方財政法違反ではないでしょうか。

- 12 憲法第 99 条、第 32 条の意味・意義を全く理解していない香川県が、憲法の他の条文をちゃんと理解できていないのは当然でしょう。

私たち控訴人側が控訴理由書や原審の訴状ほかすべての準備書面で主張してきた通り、本件条例は根本的に憲法第 98 条 1 項「この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。」に反し、第 94 条「地方公共団体は、(中略)、法律の範囲内で条例を制定することができる。」に反しています。

私たちや香川県弁護士会が指摘する通り、本件条例 18 条などは憲法第 13 条「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」などに反する内容です。

本件条例の憲法違反について、県民や法律専門家から山のように指摘されても、真面目に検討・修正しない香川県が、違憲の条例を「合憲」と言うために弁護士を雇い税金から支出するなど、1 円でも許せません。ましてや、高額な旅費・宿泊費用を要する 3 人もの弁護士に支出するなど、もってのほかです。

- 13 私は、香川県という地方政府に対しても——全国的な視野をもつ司法が、憲法が求める理想の実現に向かって、法律家の観点から地方政治の実態を直視しつつ積

極性を発揮することで——三権分立が機能することを信じています。

膨大な問題があったにも拘わらず、香川県は、全県議がパブリック・コメントを読めるようにしたり、「パブコメ 1,700 通 連続送信不正」と指摘されている内容を調査して本件条例を根本から見直すことなく、2020 年 5 月や 9 月のチャンスに《憲法違反の本件条例》の廃止や改正を検討することもなく、《本件条例＝合憲を主張してくれる》3 名の弁護士に対して別訴訟の着手金支出を行いました。その点において、3 名の弁護士への着手金支払い等が、香川県の裁量を逸脱・濫用するものであり、違法かつ無効であることは明らかです。

高松高裁の裁判官のみなさまには、原判決の間違いを正すべく、輝かしき判決文を書かれますよう、心から訴えます。

以上

令和 5 年 8 月 25 日

住所 香川県……

氏名

自筆＝太田安由美

印

以下 **添付資料** 合計8枚

2009年9月29日の香川県議会 文教厚生委員会の会議録 は以下の URL

<http://www.db-search.com/kagawa/index.php/1656647?Template=doc-one-frame&VoiceType=OneHit&DocumentID=1260>

この中の発言番号 61～65 を添付しています。……**1 枚**

井出草平の研究ノート 2020年2月20日 は以下の URL……**7枚**

<https://ides.hatenablog.com/entry/2020/02/20/012328>